

令和2年2月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年2月12日（水）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 赤坂 敏明
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|-------------------|--------|
| 教育部長 | 溝口 治 |
| スポーツ推進担当理事 | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課長 | 川崎 弘二 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 十河 統治 |
| 教育総務課教育振興担当参事 | 松藤 孝英 |
| 教育総務課学校給食担当参事 | 田中 邦彦 |
| 学校教育課長 | 木ノ元 直子 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 和田 哲弥 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課長 | 大引 要一 |
| 青少年課長 | 山隅 唯文 |
| スポーツ推進課長 | 山路 功三 |
| 文化財保護課長 | 中岡 勝 |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 田倉 元 |
5. 本日の署名委員 委 員 畑谷 扶美
議事日程
(報告事項)

- 報告第 4 号 令和 2 年度当初予算案における新規事業等について (教育総務課)
- 報告第 5 号 教育委員会後援申請について
- 報告第 6 号 教育委員会後援実施報告について
- 議案第 2 号 教職員 (管理職) の人事について (教育総務課)
- 議案第 3 号 泉佐野市立中学校生徒指導コーディネーターに関する要綱の一部改正について
(教育総務課)
- 議案第 4 号 【継続審議分】小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて
(学校教育課)
- 議案第 5 号 学校における携帯電話の取扱い等に関する基本方針について (学校教育課)
- 議案第 6 号 泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱の改正について (学校教育課)
- 議案第 7 号 令和 2 年度泉佐野市奨学金基金「貸付型奨学金」奨学生募集について (学校教育課)
- 議案第 8 号 泉佐野市立小学校特認校設置要綱の改正について (学校教育課)
- 議案第 9 号 泉佐野市営プールの指定管理者の指定についての意見聴取について
(スポーツ推進課)

(午後 2 : 00 開会)

奥教育長

それでは令和元年度の 2 月の定例教育委員会を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は甚野委員が欠席されていますが、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は畑谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、本日の審議に入ります前に、1 月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、南委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入ります。

まず報告事項ですが報告第 4 号「令和 2 年度当初予算案における新規事業等について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料 4-1 4-2 に基づいて説明。

奥教育長

ただ今の令和2年度当初予算案の報告につきまして、ご質問がございましたら宜しくお願ひします。

南委員

学校教育課の国際交流推進事業の方ですが、オーストラリアへの英語教育生徒派遣事業は、去年から10名だったと思いますが。

木ノ元学校教育課長

おっしゃる通りです。しかしながら予算分につきましては、今年度100万少しが増額になりましたので、その理由を付けさせて頂いた次第です。

奥教育長

他にございませんか。

山下委員

文化財保護課は、本庁舎から移転するのですか。

中岡文化財保護課長

そうです。現在、改修工事を行っておりまして、7月から文化財保護課が本庁舎から人権文化センター1階の部分に保護司会のサポートセンターと一緒に、サポートセンターも入りますが、そちらへ文化財保護課も移転します。建物自体は、青少年課の所管となっております。

奥教育長

他、ございませんか。

赤坂委員

20番の閑空アイススケート体験事業ですが、これは、要は入場料と貸靴代とアリーナへの移動手段の交通費という事ですか。

13校ですけど、13校とも、同じ手段で行かれる予定なのか。

木ノ元学校教育課長

おっしゃる通りです。13校ともという事で、予算品目の内容ですが、赤坂委員がおっしゃって頂いた様に貸靴代とスケートリンクの使用料、送迎の自動車借り上げ、プラスとしては、現地の方で、スケートの方のレッスンの指導の方もして頂きますので、そういったものを込みで委託料として予算の方を予定しております。

奥教育長

よろしいですか。他にございませんか。

畑谷委員

13番の中学校の照明、佐野中の照明とお書き頂いておるのですが、どの様な照明を作るのでしょうか。夕方に野球が出来る位の照明を作るのですか。

松藤教育総務課教育振興担当参事

おっしゃって頂いた通り、夜間にサッカーであるとか、野球であるとか、社会人の方に基本的に使って頂ける様に一般開放用の設備として設置させて頂く予定をしております。

中村委員

27番のコンティニューム購入ですが、エアコンに取り付けるタイプで、元々そのエアコン自体が多分、老朽化していると思いますが、そのメンテナンスでフィルターを毎回掃除するという事で、一般家庭の感覚だと、毎回掃除されているのか、こういったメンテナンスを今までされているのかお聞きします。

大引生涯学習課長

まず、佐野公民館、長南公民館と今回新しく導入となりますが、長南公民館は、平成28年度に空調が、3階以外は、全部入れ替わっておりますので、新しくなっております。電気式の空調です。佐野公民館は、昨年、補正予算で、1階、2階はガス式空調を入れ替えました。3階は、電気式の空調も入れ替わっておりますので、これで一応、全部入れ替わっております。施設的には、新しい物です。ご質問頂いた空調の日々の清掃ですが、フィルターの清掃は、指定管理の方で2カ月に1回が推奨なので、館長が掃除しています。定期清掃では、外部委託で年に1回、空調の中も含めて清掃の方をしております。

奥教育長

他はいかがですか。

畑谷委員

17番の給食センター施設管理事業について、ガス空調導入するという事ですが、中学校の給食センターは、新しいですよ。小学校の給食センターですか。

田中教育総務課学校給食担当参事

これは小学校の給食センターです。ご存じの様に老朽化が激しくて、調理室内の環境ですが、衛生管理基準の方で、湿度の方は基準ないですが、室温の方が、基準では25度以下に保たなければならないという事になっておりますが、夏場になりますと、30度以上になり、かなり食品にも悪い環境になりますし、労働環境も30度以上になりますと、従業員の方も汗をかくことにより、汗が食品に入ってしまうという可能性もありますので、そういった事で応急処置的な形になります。

既存のものを冷やせる様なシステムもありますが、それでは全然間に合っていない状態が課題となっておりましたので、今回予算がついた形となりました。

奥教育長

他にございませんか。

南委員

24番の社会教育団体支援事業ですが、泉佐野市少年少女合唱団、市民オーケストラに加えて市民公募の合唱団を結成し「いずみきの第九コンサート」を開催というのは、どのような開催となるか、市民公募の団体で今年限りのコンサートにするのか、結成した団体でずっと活動していくという話になっていくのか、個人でも応募していいのか、また、入れてもらえるのかお聞きします。

大引生涯学習課長

まず「いずみきの第九コンサート」ですが、貝塚市、岸和田市、泉南市、阪南市でも行っている第九コンサートです。このコンサートを今回泉佐野市で行うということです。

市民公募の合唱団につきましては、この第九コンサートの為だけの合唱団で、公募させて頂いて、泉佐野市民、泉佐野在学在勤を優先しますが、市外の方でも入っていただける様に80名を募集する予定となっております。

また、第九はすべてドイツ語で歌いますので、レッスンが必要となり、15回のレッスンをして頂く予定で、生涯学習センターと泉の森ホールにご協力頂いております。その協力に係る予算費用として200万円を計上させていただきました。

南委員

有難うございます。

奥教育長

他無いですか。では無いようでございますので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料5に基づいて説明。

新規1件、継続3件、計4件の事業内容について一括で報告

奥教育長

では後援申請についての報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

赤坂委員

新規申請について、参加料が発生するのか。それから参加資格の年齢について教えて頂きたい。

木ノ元学校教育課長

まず、参加料につきましては、おっしゃって頂いておる通り、それぞれの事業合計11事業が「春の楽しいプラン」という事で予定されているようです。全てが実費負担という形になっております。事業内容もスキーキャンプから始まりまして、カヌーであったり、潮干狩りであったり、家族向けという事業もありまして、5歳児から小学校6年生までを主にファミリー向けの事業もそれぞれの事業ごとで募集をされているという形になっております。

1点補足ですが、新規事業で出させて頂いている分は、一般社団法人大阪府青少年活動財団の方が泉佐野市教育委員会に新規という事で後援申請を行っているという形で、従前より主催事業という事で行っている事業自体は継続という形になっております。以上です。

赤坂委員

泉佐野市には、新規で申請という事で、以前からの事業という事で、PRのパンフレットというかチラシとか、そういうものがあれば見せて頂きたい。

木ノ元学校教育課長

主催団体から小・中学校向けの協力依頼のものが入る予定になっております。届き次第、直近の教育委員会議の方で、お示し出来ればと思っております。よろしく申し上げます。

奥教育長

他いかがですか。

南委員

この一番4番目の主催者が日本遺産日根荘推進協議会については、これは新規ではなくて継続で事業を行っているのですか。

中岡文化財保護課長

前回のシンポジウムに連動しておりますので、継続事業とさせていただきます。チラシにつきましては、まだ完成形のものが出来ておりませんので、出来次第、お渡しさせていただきます。

川崎教育総務課長

南委員がおっしゃる様に新規にするべきなのか、継続にするべきなのか、事務局の方でも迷いましたが、次の資料6の所に報告案件としてシンポジウムがあります。後援会とシンポジウムの違いがありますが、中身の趣旨・目的が、継続という事で、事務局として継続としてあげさせていただきました。

奥教育長

よろしいですか。他ございませんか。

無いようでございますので、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いいたします。

川崎教育総務課長

報告第6号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料6「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は4件でこれらは以前に教育委員会会議で後援承認頂いたものであり、内容報告を省略させて頂きまして、資料の配布をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第6号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第2号「教職員(管理職)の人事について」を議題といたしますが、人事案件となり、非公開となりますので、会議終了後に別途お伺いしたいと思います。何かご異論ございませんか。

では、ご異論がございませんので、議案第2号につきましては、教育委員会終了後にお諮りしたいと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして議案第3号「泉佐野市立中学校生徒指導コーディネーターに関する要綱の一部改正について」を議題と致します。説明をお願いします。

十河教育総務課教職員担当参事

それでは私より議案第3号につきましてご説明致します。議案資料3号 泉佐野市立中学校生徒指導コーディネーターに関する要綱(案)をご覧ください。

まず、申し訳ございませんが、2点、訂正の方をお願い致します。1点目は「2 趣旨」の段落の一番下の行(以下「SSW」という。)等の専門家、校区内の小学校の“小”を削除して頂きますよう、よろしくお願い致します。よって「校区内の学校と連携し」が正しくなります。2点目ですけれども、「4 生指 Co の任務」の○の上から5個目のところ、家庭、地域や警察等の関係機関、SCやSSW等の専門家、校区内の小学校の“小”を削除して頂きまして「校区内の学校との連携を担う」が正しくなります。申し訳ございません。

尚、その後に付けております新旧対照表につきましては、こちらにつきましては、9月の教育委員会会議で承認を頂いた要綱の一部改正でございます。目的、主旨等に変更はありません。

「中学校」としていた表現を「学校」と変更するものでございます。その理由として生徒指導の機能充実は中学校区内で連携を充実していく性質上、小学校でも当然共同歩調で進めていくべきものであります。次年度においては中学校に配置を予定

しておりますが、それを小学校において力を発揮していただく可能性もあると考えまして今回の改正をお願いしたく思っております。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

奥教育長

只今の説明で、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

中身的に、何も変わった事はございません。よろしいですか。では、ご意義がございませんので本議案につきましては、原案どおり承認させて頂いてよろしいですか。では議案第3号につきましては原案どおり承認することにいたします。

続きまして 議案第4号【継続審議分】小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについてを議題と致します。説明をお願いします。

和田学校教育課学校指導担当参事

議案第4号【継続審議分】小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについてご説明させていただきます。

この件につきましては、平成31年4月定例教育委員会議 議案第7号にて審議いただいた継続案件でございます。先月は、報告としてお出しいたしましたが、大きな混乱を招まして、ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。今月、改めて議案としてご審議いただきたく存じます。

まず資料についてご説明させていただきます。「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン 素案」というものは、大阪府教育庁が作成したものでございまして、この素案を参考に、学校・家庭・地域で検討を深め、市としてのガイドラインを定めていきたいというお話を従前よりさせていただいておりました。

前回もお伝えいたしました、各学校に理由を申請した上で携帯電話等を持ち込んでいる児童生徒数は、小学校で110人(2.3%)、中学校で400人(16.6%)という現状がございます。本市の「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン(案)」は、A3判追加資料としてお渡ししておりますけれども「学校における携帯電話の取扱い 一覧」にもございますように、各学校で話し合いを進め、現状を踏まえた中で、本市のガイドライン(案)としてまとめたものでございます。

本日は、これら2つのガイドライン案の対比表をおつけしてありまして、府の素案から変更している点を表にしてまとめております。また備考欄には、その変更理由についても記載しております。大きくは、前回委員のみなさまからいただいたご意見にもございましたが、「校内持込原則禁止を強

調」「保護者責任を強調」「防災・防犯以外の使用は明確に禁止」「保管方法は学校の実態に応じる」の4点になります。

「校内への携帯電話の持込は原則禁止」という方針は変わりませんが、保護者が登下校で携帯電話を所持させ、校内への持込みを申請する場合には、子どもたちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であることから、このガイドライン（案）を策定致しました。

本日、ご承認いただけましたら、ガイドラインにつきまして、近日中に市のHPにアップする予定です。各学校におきましては、保護者へのプリント配付、PTA総会での説明等、実態に応じた形で、今後の動きを検討してまいります。私からの説明は以上です。

ご審議のうえ、ご承認たまわりますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

前回から色々ご指摘を頂いた中での府の素案の中身等、比較頂いて4点にわたって反映して頂くという形で案にして頂きました。この件に関しまして、ご指摘、ご質問等、ございましたらお願い致します。

山下委員

小学校、特に中学校で非常に持って来る人が多いという事は前から分かっているのですが、仮に教育委員会の原則禁止ではなく、禁止ということになれば、この中学校は対応出来るのか。

和田学校教育課学校指導担当参事

禁止だという事になったら、今持って来ている子ども達が、持ってこれられない、という状況になるので、そういう意味では、現状から大きく方向が変わる事になるので、なかなか厳しい面があるのではないかな、という風に予想します。

山下委員

しかしこの申請理由というのは、理由にならないような内容ばかり書いている。下校時、一人になる場所があるから防犯のためというのは、誰でも一人になる。人通りの少ない場所を下校するから特段の理由がある。このようなものを減らして厳しくするのであれば、かなり減ると思う。

本来、持病等を持っている子どもが緊急時の必要のため、そういった理由等でもない限り、許可してはいけないと思う。どこまできっちり出来るか分からない中で、教育委員会として、非常に不

安が残る。例えばその中で新1年生からするとか、という様な事であっても良いと思う。要するに、私は反対です。

奥教育長

これは4月に入ってからですか。

和田参事

そうです。実際に学校がという形で。

山下委員

新中1年生から禁止にしてはどうか。という私の意見です。小学校については、原則禁止が当然と思います。

奥教育長

他の意見ございませんか。

畑谷委員

まあ今年度、4月からこういう風にしましょう、という原則禁止っていう事、今まで原則禁止ではなしに、禁止だったんですね。この原則禁止という中で、校長先生の許可があれば、持って来て良いということになっていた、この時も原則は禁止。これと今と変わらないのでしょうか。

和田学校教育課学校指導担当参事

勿論まあ、原則禁止という事でございまして、もっと突っ込んだ話をしますと、色んな理由、色んな考えの保護者様が、いらっしゃって、やっぱり不安であったり、心配であるっていう事で、学校と色々やり取りする中で、それを持たせない事じゃあ何かあった時に、責任どうなりますか、っていう話であるというのは、色んな所から聞こえてくる所でございまして、そこまで言われると、学校として、もなかなか対応が難しい事があって、個別に認めていたり、原則禁止と言いながら、そういう現状があるっていう事でございます。

畑谷委員

原則禁止でもこれだけ持って来ているという事は、中学校なら中3、小学校なら6年生の子が卒業したら、それを聞いた人達だけが、やはり理由があるのであって、新しく入って来る人は、小学校の子が中1になったら、同じ理由で持って行くという、原則禁止の中でも理由があって、先生の許可を得る人がいると思います。これ以上、増えるっていう事は、まだ他にも、どんな理由があるのでしょうか、ということになるので、これだけの理由がある人が持って来てるんだから、これが変わりなく、それ位の人数なんだろうなっていうように思います。

学校に行く途中で、実際携帯を持ちながら登校している子どもを沢山見るので、そういう人達には、本当に禁止なんですよと、厳しく言うべきであって、許可を得ている人は、正当な理由があって、ちゃんとした持ち方をしているのではないかなと思っています。もっと厳しく、何の理由も無い人は、本当に持って来たら駄目なんですよ、という事を厳しく言う必要があると思います。

奥教育長

その事は、ガイドラインに反映していますか。

和田学校教育課学校指導担当参事

その辺りについて、府の示しているものよりも、本市の方は、かなり強めに出しておまして、保護者の責任である事とか、その辺りも、登下校についても、保護者の責任であると明確に出しておりますし、また申請書であれば、許可なども出していきますが、持ち込みの許可を取り消すという事であるとかも、追記させて頂いて、その辺りも強く、今、おっしゃられている通り、持って来てですね、持って来るのが当たり前という、目的も無いのに持って来るっていうのがあってはならないので、その防犯・防災っていう為だけに、やむを得ず持って来るという事は仕方ないという事で話をして行くっていう、その辺りについては勿論、今後も取扱いについてしっかりと周知していく必要があるかなっていう事になっております。

中村委員

先週、泉大津市の方で研修行かせて頂いて、一緒の帰りになった貝塚市の教育長、職務代理の方とご一緒になったので、色々携帯の事をお聞きしたところ、貝塚市は去年の4月から申請制度として許可を出している。その代わり6時以降は学校に帰りが遅いんだけどというような、学校への問い合わせはもう受付しないという条件を同時に示しているという話をお聞きしました。

その保護者の意見から、親子で何とかやり取りを約束するなりして下さいねっていう方針を打ち出していたんだなあって話を聞かせてもらえたので、留守番電話サービスは、凄く効果的であると思わせて頂きました。すこし軌道から外れている話ではありますが、保護者の不安解消のための留守番電話サービスにもなるんだなって事をご報告させて頂きました。

奥教育長

有難うございました。

赤坂委員

その関連ですけど、保護者の要望の中で帰りの時間がわからないとか、色々と子どもと連絡を取りたいという事で、原則禁止である携帯電話を使つての連絡を取らなくても済むような施策も必要だろうという事を申し上げたかった。

中村委員

そうですね。

赤坂委員

後、線引きが少し曖昧だと思います。やはり、防犯と防災の手段として不安に感じられている方は携帯を持って良いよ。一応、校内に入ると電源を切る。逆に言うと家から学校までの間についても明確に書いてない。歩きスマホとか色んな危険性が出てくる。電源は、家出た時からOFFにしないとか、そういう事は書いて無いです。校内ではという事しか書いておらず、登下校中の事については少し曖昧になっている。それをどういう風に詰めていくのかということが残っている。それとその防犯と防災のための緊急連絡手段として持って、許可の出た子どもについては持って良いという事ですが、最後は、校長の許可を得たら持っていいという学校側の対応になりますけど、この校長が認めるケースというのは、どういう想定の場合なのか。どういう場合は校長が認めざるを得ないのか。

和田学校教育課学校指導担当参事

まず、登下校中ですが、3ページに【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】という事で、登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためだと。登下校中は、かばんの中に入れるという事で、災害や犯罪に巻き込まれる等の緊急の以外は手に取って操作する事や携帯電話の使用を禁止しますという事をはっきり書いています。ただし、ここで電源を切れとか切っているとなると、それこそ持っている意味も無いので、だからこそ、校内での使用を禁止しますとか、校内では電源を切るようにという事を書いているわけです。また、どのような場合に学校長が認めるのかということですが、今回は付けていませんが、申請する時には約束事がありまして、そこに防災・防犯の為だけですか、約束守って無い場合には取り消しますよという事も書いており、それらの約束を全部守れる方は持って来ることを認めますという風な形になっております。

赤坂委員

それは、防災・防犯だけでしょう。その他って書いてあるというのは、防災・防犯以外に何らかのご家庭の事情や、その他何らかのケースを想定されているのか。

奥教育長

赤坂委員、その他っていう記載はどこページですか。

畑谷委員

5ページの(3)の一番最後に、「その他校長が使用を認める場合」とあります。

和田学校教育課学校指導担当参事

体調の不安を抱えているお子さんであるとか、そういう場合で持たせるっていう事があったりとか、防災・防犯以外の所で、どうしても、これはもうお家からの要請があって致し方無いかになってい部分がやはりあるのかなってというのは、現実としてあると思っています。ただそれを、細かく列挙というか提示する事が出来ないの、この様な書き方になっているという事でございます。

赤坂委員

その辺の線引きを校長にきちんと伝えないと、校長の判断で様々な許可の仕方が出来そうな事にもなりかねない。その辺りをもう少し校長はじめ、学校の先生に決定通知する際に抑えておかないといけないと思います。

和田学校教育課学校指導担当参事

赤坂先生が、おっしゃられる通り、現在、持ち込み人数の各校の様子をみても非常にバラつきがありまして、そういう所でいくと各学校での判断にすごく幅があるっていうご指摘なのかなっていう風に思います。その辺りをもう一度確認して周知していきたいと思っています。

赤坂委員

学校の中で携帯を開いたり、触ったり子どもがいれば、預かり、保護者に返した上で取消も含めて保護者と協力して指導するっていう文言がありますけど、これが、許可を得て持って来た児童・生徒のケースで、許可も得ないのに携帯を持ち込んでいる子どもへのペナルティ的なことが書いてない。そういう子どもへは、今後、許可申請しても携帯は持って来れないようになるということ、口頭だけの注意で済むのか。

和田学校教育課学校指導担当参事

非常におっしゃられる事はよくわかりますし、許可無く持って来てるっていう現状も、もしかしたらあるかも知れないですが、許可無く持ち込んだ場合と書いてしまうと、許可無く持ち込む事を前提として認めてしまうという、助長する事になりかねないのかなと思います。

難しい状況が、さらに難しいことになりかねないのかと思います。ここで謳っているのは、正規に、やむを得ない理由で持って行く場合のルール作りですので、ルール破ってる人の事をなかなかルールとして書くというのは、なかなか難しいものがあると思います。

赤坂委員

書かずとも、裏ルール・裏マニュアルとして用意しないといけないのでは。

和田学校教育課学校指導担当参事

それについては、各校でそれにまつわる問題が生じています。許可無く持って来ている子どもの携帯を取り上げて、持って来ない様にする指導は、丁寧に、特に中学校においては、させて頂いて

いる所でございます。その辺りの情報共有は、毎月の生徒指導の連絡会等をやっています。お互いにどの様な指導をしているのかという事を交換しながらトラブルがより、無くなる様にとという事では今後も続けてまいりたいと考えております。

赤坂委員

学校それぞれから、統一したルールに基づくという事で4月にスタートする。それを学校対応で差が出たら困りますので、ある程度、系列の意識を持ちながら対応しないといけないと思います。

和田学校教育課学校指導担当参事

今、頂いたご意見で、ルール破りで持って来ている子どもに対してどの様な対応していくのかというの併せて、共通理解した上で取り組みを進めて参りたいと考えます。

赤坂委員

今の学校の現状を見ると、自転車通学は原則禁止です。どうしてもやむを得ない場合は、許可制になっている所があると思うのですが、しかし自転車置き場を見ると、満車ほど置いてあるから、それだけでも許可しているのかと疑いながら学校の横を通っています。そんな許可の無い子どもが自転車乗って来ても、きちんと指導できてないようでは、携帯も同じ様にルールも許可も無いという事態になり兼ねないので、その辺はしっかり押さえて頂きたいと思います。それと、携帯だけでなくインターネットの事も触れていますので、各学校のホームページでもインターネットの利用に関する規定をホームページに載せていると思いますが、それと似た様な項目が携帯の件も出ていますので、これも一緒にセッティングした様な内容にすれば良いかなと個人的に思っています。その点はいかがですか。

和田学校教育課学校指導担当参事

市としては市のガイドラインという事で市のホームページには掲載する予定にしております。

赤坂委員

これがガイドラインだから、次の議案と少し重複してしまいましたけど、それが良いのか悪いのかはわかりませんが、学校への携帯の持ち込みや、携帯の使い方というガイドラインと一緒にありませんか。

和田学校教育課学校指導担当参事

そうですね。取扱いに関するガイドラインです。

赤坂委員

携帯はダメと書いていて、携帯の使い方については丁寧に、家では30分60分にしなさいという、携帯の使い方について指導しているわけですね。そうしたら、学校ではダメだけど、その他では携帯の使い方について書いているのだから、何か混同してしまう部分があるようで、家での使い方と

学校での規制と一緒に、同時発信していいのかなってという矛盾があるような気はするのですが。その方が良いのかは私も迷うところですけど、その点、事務局はその辺はお考えなのか。

和田学校教育課学校指導担当参事

ただ、何%か正確には分かりませんが、本当に多くのお子さんが携帯電話・スマートフォンを持っているという現状がありまして、学校に持ち込みに関する事での、前半はガイドラインとしていますが、たくさん持っている子どもがいるということ。それからそれを発端としてトラブルが生起していると考えたら、持っている事は現実なので、正しく使うという事を学校で教育していく、また学校でこういう事をすれば家でも一緒に教育して下さいという事を発信していくことは、これも学校の役割の一つであるのかなってところで、併せて後ろに指導例等をつけさせて頂いた中で、学校でも、勿論、持ち込みについてはルールを決めているけども、使い方についても一緒にやっていきましょうというスタンスでつけさせて頂いているということ。

赤坂委員

テレビは一日何時までにしましょうと学校側が問いかけている所もありますよね。テレビの場合は、勉強時間はこれだけ以上しなさいとか。その感覚と今回の携帯とは少し違うのかなという気がするのです。こういう指導、家庭での指導とかは、学校側から発信して必要になっていく時代となっていることは、一定理解するのですが。テレビと同じ感覚で指導するとしたら、すごく話が違ってくる様な気がします。難しい所だと思いますが、ちょっと心配する所でもあります。

山下委員

これは2週間位前に和田参事から送ってくれまして、事前に見ておくよう送って頂いた資料ですが、話があるからとかGPSで子どもの居場所を確認しているからとか。どう考えても、これは本番で反対してという事のために送ってくれた資料だと私が勝手に判断してしたんですけど。

和田学校教育課学校指導担当参事

これは、申請の理由を書いているものです。

奥教育長

申請の理由は書いているけど、それを許可した事までは分からないのではないかと。

山下委員

許可しているでしょう。どう考えても。

和田学校教育課学校指導担当参事

恐らく許可していると思います。

奥教育長

今回の事で明らかになる。こんな事で認めていたら普通ではないという事が、きちんと今回のガイドラインを示す事によって明らかになると思います。

山下委員

私は反対の方に手を上げます。こんなことで全員が賛成と手を上げたらかっこのが悪い。大体、元々大阪府のガイドラインに反対です。赤坂委員がおっしゃる通り、やっぱり不確定要素が強いついていうのと、先程の校長の采配に任せるという事で、最後は校長采配が、うるさい親だったら仕方なく許可するという事もあると思うのです。そんなで良いのかという話です。臭い物に蓋をするのではなくて、きちんとオープンにして、もし、これが賛成されたら、申請理由を一覧にして教育委員会は学校に対して提出させないといけない。一度見せてもらって、こんな事で許可するの？という風なレベルにしておかないといけないと思います。

奥教育長

勿論、校長の裁量に関する許可制限の共通認識、委員さんがおっしゃって頂いた通り、今回、徹底するっていう事と、それとここにはガイドラインとしての中に、子どもへの事や教職員、保護者への事がここに書いてくれているけども、あくまでも携帯電話が今、様々なトラブルの原因になっている事について、やはり学校での指導は気を付けないといけない。子ども自身も親自身もこの事に気を付けて下さいという事を全て含んだ上でのガイドラインになっているわけですね。結局、市のホームページにも載せるけれども、子どもに示すのであれば、ルールの徹底と携帯電話の使い方、これもきちんと守りなさいという事を示さないといけないわけです。だから、市のホームページに、学習する計画や指導枠も入れながら徹底して守らせていくという、学校だけでなく保護者も地域も全部同じ様な認識で守らないといけないという事を発信していくという事でよろしいですね。このガイドラインの目的は。

和田学校教育課学校指導担当参事

はい

山下委員

先生もしんどいと思います。

奥教育長

しかし、学校も指導していく必要は絶対ありますので、関係ありませんとはなりませんので。

山下委員

禁止にしておけばそれでいいと思いますが。

奥教育長

色々な子ども間のトラブルも起こってきているし、そこには携帯が絡んでいることもたくさんありますので、それを学校が禁止だから全く指導しないということでは絶対ないと思う。

山下委員

指導はしないといけないと思うけど、それ以外に関して持ってきていいとか悪いとかは、採択してもらったらいいと思います。

赤坂委員

一応、均一化でスタートして、ある程度、判断がバラバラなところがあれば、市教委が音頭をとって4月にスタートするということですから。それで進めていって色々な問題点を学校あるいは保護者から吸収して、修正できるところは修正していくという姿勢を基に進めていかないと仕方がないのかなと思います。私の気持ち的には4月にこだわる必要はないのではという気持ちはありますけど。スタートラインとしては4月がやり易いとは思いますが、進めていかないと仕方がないのかなと思います。

奥教育長

他ないですか

畑谷委員

子どもは家では実際持っていると思いますけど、やはり登下校の遠い学校の子どもの電車で乗って帰らないといけない。本当にこんなところまで1人で帰るのという所を1人で帰る児童がいると思うんですよね。その子が防犯のために持っているだけでも、誰か変な人がいたなら電話できるって思うだけでも少し安心するところがありますので。防犯・防災のために持つというのは使わないことを原則として、持っているだけの安心感で持っていてもいいのではないのかなというところがあります。

南委員

家では、大人もですけど、たぶん皆が携帯を触っていると思います。せめて学校に居る間は携帯なしで人と会話することを大事にした方がいいのではないかなと思うのです。家で子どもさんが話しかけてきても、親が必死でラインしていたり携帯電話していたりで、今、忙しいとかそういう風なご家庭も多いということを見たこともあるのですが、そういう風なことも見直して行って、会話ということを見直すような指導も入れてあげて、その親にもそういう風な事をお伝えするような機会を折々作って行って頂ければいいのではないかなと思います。

申請ももう少し厳しく、中学校に通っている子どものお母さんがいるのですが、学校での携帯電話についてどう聞いているかを聞くと、禁止だけでも申請出したら持って行ってもいいという理由で持って行かしているといった簡単な感じだったのです。子どもと連絡を取り合うために、大人しい子どもだから職場に電話をかけにくいから携帯を持たせているとかと言っておられましたが、それぞれの理由があると思いますが一人一人それこそ親に面談して本当に必要かどうかを先生が見極

めて許可を出すくらい厳しく、ハードルを高くしてもいいのではないのかなとは思いますが。それ以外は、防犯上、やはり女の子のご家庭だったら小学生だったら集団下校とか多いと思いますが、中学生だと一人になることも多いし不安だと思うので、防犯のためならばいいのかなと思うのでガイドラインは私的には賛成です。

奥教育長

他よろしいですか

この後の基本方針も同じことですよ。

山下委員

同時に採決ですか。

奥教育長

同時にしますよ。同時に採決でよろしいですか。

山下委員

また同じことを言わないといけないではないか。

奥教育長

基本方針の方も先に説明してくれますか。

和田学校教育課学校指導担当参事

それでは資料番号5番「学校における携帯電話の取扱い基本方針について」ご説明させていただきます。この基本方針案については先ほどのガイドラインを概要版として取りまとめたものでございますので詳しい内容の説明は省略させていただきますけども

学校における携帯電話の取扱いについては(1)校内での携帯電話の取扱い (2) 登下校中の携帯電話の取扱いについて

学校における携帯電話の適切な使用に関する指導については(1)適切な使い方の指導について(2)正起したトラブル・いじめ等への対応について(3)教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について記載しており教育委員会の基本方針として定めるものでございます。私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

奥教育長

改めてこれについて言っていただくことはないと思うのですが。

赤坂委員

裏ページで学校における携帯電話の(2)生じたトラブル・いじめ等への対応についてと書いているけども、少し、生起という言葉は難しいのではないのかなと思います。生起という言葉でないといけませんか。

奥教育長

教育委員会が発出する基本方針の文書ですので。起こってきたということですよ。今一度、相応しい言葉を考えて下さい。それでは、1年前に府教委の方がガイドライン示して、それに対して各市町村教育委員会において定めるとあったと思いますが、本市としては即反応するのではなく、じっくり考えて学校での1年の経過とか、学校は保護者の実態を把握して保護者の意見等もPTAの意見等も聞きながら1年間論議して、最終的に、令和2年度からということの準備をさせて頂いてガイドライン作ってきたわけでございます。

もう意見も出尽くしておりますので、世論の防犯や防災の関心の高さ等につきましても考慮しながら、作ってきたわけでございますけど、議案の第4号と第5号に関しましてはいろいろご意見もありましたけども、今後もとりわけ学校の裁量につきましても徹底していくことやルールを厳しくして周知するというあたりのことを踏まえて、また実施するにあたっては色々な課題や新たに出てくることもそのことについては再度検討していくということも踏まえまして採決させていただきます。では議案の審議事項の第4号、5号につきまして議案どおり承認することについて賛成の方は挙手願います。

賛成が4人、反対が1人ということで、原案どおり承認させていただくことに致します。

赤坂委員

採択されたので、これからの進み具合とか色々な事が生じた場合には、タイムリーに報告してもらおうということをしていただきたい。その点よろしく願います。

奥教育長

4月から、この対応ということで、その都度学校の様子については報告して下さい。では続きまして議案の第6号泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱の改正についての説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

私の方で議案番号6泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱の改正についてご説明させていただきます。6の方をご覧ください。今回の改正内容は昨年6月教育委員会会議の方でお諮りし、ご承認をいただきまして議会の方で条例改正を行いました。その内容に伴いまして要綱の文言および様式各項の修正またその他文言の整理等をおこなったものでございます。お手元の資料16ページから21ページの方をご覧ください。新旧対照表となっております。第1行では施行規則名称の変更および給付方奨学金の設置にともなう文言の修正として第2条では貸付対象について第3条ではこれまでの手続きでおこなってございました連帯保証人に関する手続き内容の追加および文言の修正を第4条では変

更箇所3点ありまして申請期間の締切日をこれまでは前日としておりましたが翌日に変更しております。こちらの変更につきましては要請期間の休日に関する法律が翌日となっておりますのでそれに従って修正をおこなったものでございます。また2点目といたしましてこれまで提出を求めておりました住民票につきまして様式第1号の貸付型奨学金借受申請書こちらの方の中に住民基本台帳の確認についての同意を求めるということでこれまで求めておりました提出を削除するものとして変更の方をおこなっております。第5条では文言の修正とその選定方法を追加記載しており第6条では文言およびこれまで第4条に記載しておりましたが選定後に提出が必要な書類を改めて明記するものとして第7条では選定の取消について追加記載し第8条から第18条にかけましては文言の修正および表記内容の整理を行い第19条では遅延損害金について令和2年4月1日より施行されます民法第404条の改訂の内容としまして法定減率がこれまでの5%から3%に変更する事に伴う変更として及び表記内容の整理を行い第20条及び別表では、表記内容を整理した修正となっております。尚、補足と致しましてこの要綱の改正が令和2年4月1日から施行をしております。私からの説明は以上です。ご審議頂きまして承認賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

奥教育長

貸付型奨学金事務取扱要綱の説明につきまして、ご意見やご質問ございましたらお請けします。ご意見ございませんか。

では、ご意見もございませんので、議案第6号については、原案どおり承認させて頂いてよろしいですか。では、原案どおり承認させて頂きます。続きまして議案の第7号「令和2年度泉佐野市奨学金基金「貸付型奨学金基金」奨学生募集について」を議題と致します。ご説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

要綱改正につきまして承認を賜り有難うございました。引き続きまして起案番号7「令和2年度泉佐野市奨学金基金「貸付型奨学金基金」奨学生募集について」をご説明させて頂きます。資料7をご覧ください。令和2年度「貸付型奨学金」について貸付対象者に申請要件について要綱に基づいたものを記載し3申請手続きでは、本年度の募集期間を令和2年4月1日水曜日から令和2年4月15日木曜日までとし、申請する為に必要な書類と致しまして様式第1号、貸付型奨学金借受申請書、貸付対象者の在学証明書、令和2年1月2日以降に本市に転入した連帯保証人1、連帯保証人2、に限り転入前の住所地における前年度所得証明書を指定し、教育委員会に持参又は郵送。締切日、最終日4月15日水曜日の当日消印有効としております。4では、選定に関して、5では、選定結果通知に関して。6では選定後の手続きに関して。7では選定の取り消しについて。8では、貸付額及び貸付期間について。9では、奨学生が教育委員会に提出する届出義務について。10では貸付の停止。11では、貸付の廃止。12では、返還方法につて。13その他につて、明記の方をしております。私からのご説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥教育長

では只今の説明で、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。
よろしいですか。では無いようでございますので、議案の第7号につきましては、原案どおり承認
させて頂いてよろしいですか。では、原案どおり承認する事と致します。続きまして議案の第8号
「泉佐野市立小学校特認校設置要綱の改正について」を議題と致します。説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

続きまして私の方から議案番号8「泉佐野市立小学校特認校設置要綱の改正について」ご説明を
させていただきます。資料8の方のお手元の資料2ページの方をご覧ください。新旧対照表となっております。
特認校の制度につきましては、学校と地域の連携や活性化などの教育目標を実現する事を目的
に特色ある教育活動を展開している学校を特認校として指定し、その教育活動の中で子供を学ば
せたい、学びたいという保護者及び児童に対して、一定の条件をもとに規定の通学区域外からの入
学等を認める制度として第3小学校・大木小学校・佐野台小学校の3校を指定しております。今回
は、これまでの内容に加えて第8条特認校指定の解除を追加する内容としてお願いをしておるもの
です。特認校への入学につきましては、要綱第6条に記載をさせて頂いている通り、例年、募集要
項を作成し、各学校における定員及び申請手続きに関する内容を定め、教育委員会に上程し、ご審
議を頂いております。第4条の入学等の条件と致しまして、第1項から第4項に記載の通り、4項目
を定め申請時には、入学を希望する児童とその保護者、当該校の管理職と教育委員会にて面談
を行い、主に4項目の確認を行っております。現在の要綱では、第7条に卒業後の進路として事前
に申請を行う事で特認校の校区の中学校に引き続き進学する事が出来る事を定めてお
りますが、在学中、様々な事情により特認校への通学が困難になった際の居住の小学校への転校手
続きについての定めが無かった為、今回、第8条を追加しております。追加する内容は、大きく2
点あります。1点目に特認校の指定を受けた場合、原則、卒業するまで特認校の指定解除は出来
ない事。ただし教育委員会と当該校の校長が特別な事情があると判断する際は例外として認
める。2点目に特別な事情により、特認校指定の解除を行った場合、新たに別の特認校指定の申
請は出来ない事。以上2点を第8条の中に盛り込むものです。尚、これまでの取り組みの内容を要
綱として今回新たに記載をしているものでございます。私からの説明は以上です。ご審議の上、
ご承認を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

奥教育長

では議案の第8号に関しましてご質問、ご意見あったらお願いします。新たに特認校指定の解除
が追加されたという事でございます。
よろしいでしょうか。では、ご意見ございませんので、議案の第8号につきましては原案ど
おり承認させて頂いてよろしいですか。では、議案の第8号は原案どおり承認させて
頂きます。
続きまして議案の第9号「泉佐野市営プールの指定管理者の指定について」を議題と致
します。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

恐れ入りますが議案資料9の方をご覧頂けますでしょうか。こちらは、泉佐野市営プールの指定管理者の指定についてという事で、今年度末で5年間の泉佐野市のプールの指定管理者の方が、契約終了となりまして、来年度から新たに5年の指定管理者を公募しまして、応募されたのが1社のみでございました。

2回の選定委員会を経て指定管理者の候補者として次面の方にですね、指定管理者2番の所に記載しております楠開発 株式会社の方を候補社として選定をしたところでございます。公の施設として表面から二面にかけての10プールの方ですね、来年度からの5年間の指定管理者として指定したいという旨のものでございます。私からの説明は以上でございます。ご承認の上、ご審議の方、よろしく願い申し上げます。

奥教育長

只今の説明でご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいですか。それでは議案の9号につきましては、原案どおり承認させていただきます。

以上で議案審議については、終わらせて頂きます。他に連絡事項とかありましたらお願いします。

山路スポーツ推進課長

最後の資料になっているかと思いますが、二色刷りのチラシの方、第27回KIX泉州国際マラソン開催に伴う交通規制のお知らせの方をご覧いただけますでしょうか。今度の日曜日に27回目を迎えます泉州国際マラソンが開催されます。午前10時30分に浜寺公園の方をスタートしまして泉佐野の方にランナーが入って来られるのが昼1時すぎの予想でございます。で市内各所で交通規制をしてマラソンの運営をはかるものでございます。大体3時半頃にフィニッシュ会場がりんくうタウンの方で、市民の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、この様なランナーが走るために交通規制をあげさせて頂くというのでございます。基本旧26号線を南下して来られて空連道の所の側道を山側に一旦登って末広公園の横の方アンダーパスの空連道の下をランナーはくぐって今度は空連道を海側にまたこれも側道ですと行きます。で佐野中学校のすぐ海側の道の方に走って来られて、田尻・泉南の方それからまた降りてきてのフィニッシュとなっております。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

交通規制のお知らせでした。他ございませんか。

中村委員

先程もお伝えしましたが、先週の泉大津の研修会で、テーマが泉大津市の学校教育課の中の指導主事で長谷川さんという方が、先頭きって家庭教育支援について14年位取り組まれているという講演会だったのですが、その講演会が終わってから、各市の委員さんが集まってグループディスカッションをする場があったのですが、泉佐野はどうですかとなった時に、何も私は言えなかったのです。

実際、PTAの中でも家庭教育学級ですか、自由参加で小学校を卒業していても参加して良いというそういうグループがあると分かったのですが、実際に家庭教育支援を泉佐野市はどういう風に取り組んでいるのか。スクールソーシャルワーカーとかいう単語は知っていても、実際に案件的にはプライベートだし、校区もすごく分かってしまうので、なかなか議題に上がって来ないというのは重々承知なのですが、どこまで泉佐野市は取り組んでいるのかということが言えないまま終わったので、本市は、どんな事をしていたのだろうっていう気持ちで帰ってきました、もし、よろしければ、いつかの議題とか、議案とかご報告とかで紹介して頂けたらなと思ひまして。

奥教育長

ずいぶん以前ですが、私の方からこういう予算取りで、家庭の教育機能総合支援員を従来までは、長南小学校で1名配置して長南校区をカバーしていたのですが、他の学校も必要だという事で、結局は、今のところ、4名追加して各中学校校区ですけど、やはり家庭的な事情で非常に厳しい子どもさんの家庭の支援という事で、支援員の方を合計5名配置させもらって取り組んでいるところです。勿論それは、それとして、あとスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーさんともケース会議を開きながら個々のケースについて話し合った上で、色んなそれぞれの役割を学校は我々も色んな役割を果たしていく様なケース会議は開いて頂いてやっている所です。そういう状況を僕は聞いてなくて申し訳なかったのですが、家庭の支援はそういう状況です。

中村委員

その泉大津市の話だと、何かあの個人でカウンセラーさんの養成学校をされている方がリーダーとなって、指導員とかアドバイザーの方々が親子の所に出向いて、担任の先生と出向いて、何回も家庭訪問に行うとか、色々話を聞いて、人間関係を構築しながら不登校なり家庭の不和なり色々聞いた上で、子どもがより良く成長する為にといいのを手助けしていますっていうお話だったのですけども。

同じ様な事だと思うのですが。それが、在住の方だったのですよ。泉大津市在住の方が市民の目線でというか同じ地域の方がサポートされているので、本市の場合は他市から来られているスクールソーシャルワーカーさんだったと記憶があったのですが。

奥教育長

そういう風なワーカーさんがおられるという事ですね。まあ、民生委員児童委員さんもそういう役割を果たすということでもありますけども。民生委員児童委員さんは地域の中で相談の事について、そういう研修を受けた事とかは無いとは思いますが、受け皿としては、そういうのは多分ある。そうですか、そういう事も参考にして泉佐野市も充実していきたい。

中村委員

久しぶりに何か教育委員会の研修会で、こういうことが聞いたかったという新鮮な印象を受けて3人共帰って来ましたので、代表して報告させて頂きました。

奥教育長

他、ございませんか。私の報告事項については戻ってからお話しさせていただきます。人事案件もありますので。ではこれにて2月の定例会を終了させていただきますが3月はですね3日の火曜日の午前10時となりますのでよろしくお願いたします。この日は、校園長会も午後からあってちょっとダブルになるんですけど。よろしくお願いたします。では本日は終了致します。

(午後3時53分閉会)